

パブリック・コメントの結果について

福島県森林環境税の令和8年度以降の在り方について、令和6年10月21日に福島県森林審議会に諮問し、12月19日に令和6年度第3回福島県森林審議会において、「令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について－中間とりまとめ（案）－」がとりまとめられたことから、これを公表し、広く県民から意見等を求める「うつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）」を実施しました。

1 概要

(1) 実施期間

令和6年12月25日（水）から令和7年1月24日（金）（1か月間）

(2) 応募資格

- ア 県内に居住、又は通勤・通学している個人及び県内に事業所・事務所を有する法人や団体
- イ 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、県外に避難している個人及び法人や団体

2 結果

団体6者及び個人1名から、森林整備の推進や木材の利活用の推進、税の名称など18件の意見が寄せられました。

3 寄せられた意見の概要

(1) 全般	3件
(2) 森林整備関係	5件
(3) 木材利用関係	3件
(4) 県民参画関係	1件
(5) 広報関係	1件
(6) 森林環境譲与税関係	3件
(7) 税の名称関係	2件
計	18件

「令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について—中間とりまとめ(案)—」うつくしま県民意見公募

応募意見一覧及び県の対応

番号	応募者	御意見の内容	県の対応
1	福島市 所在の 団体	<p>■分類：（１）全般</p> <p>概ね、団体の意見を踏まえた内容であり評価できるものとなっている。</p> <p>これら、基本的な考え方にに基づき、実際に具体的施策を展開していくうえで、行政が主体となった取組だけでは、人的・発想的にも限界があると感じる。</p> <p>福島県の森林や林業にとってプラスとなるような、民間の知恵、柔軟な行動力を十分に生かす、あるいは民間が主体となった取組（ハード・ソフトを問わず）に対しても支援するなど、新たな視点も取り入れた事業展開も必要と考える。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
2		<p>■分類：（６）森林環境譲与税関係</p> <p>【P12 第3 1(3)市町村が行う森林づくり等の推進】</p> <p>市町村交付金事業の見直しについては評価する。</p> <p>県事業により森林整備の推進を加速させ、市町村事業については森林環境譲与税等との区分を県で確認しながら地域特性に応じた重点的な内容に限定するなど、実態を踏まえた見直しが必要と考える。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
3		<p>■分類：（２）森林整備関係</p> <p>【P15 第4 1(1)森林環境の適正な保全】</p> <p>これまでの20年間で、水源区域及び水源かん養又は山地災害防止機能の発揮を重視する森林において森林整備を行ってきた。今後は、持続可能な森林の整備に向け、森林の若返りや年齢構成の平準化を図るため再生林を主体においた一貫作業等の事業を柱として重点的に実施する必要があると考える。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
4		<p>■分類：（５）広報関係</p> <p>【P17 第4 1(6)森林環境基金の運営】</p> <p>県庁内及び市町村の理解を得て、広く県民に理解していただくようあらゆる機会を捉えたわかりやすいPRが必要と考える。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
5		<p>■分類：（７）税の名称関係</p> <p>【P18 第4 4 その他】</p> <p>県の森林環境税と国の森林環境税の使途の違いについて、わかりやすく区分し、その結果として適切な名称に変更することを検討願いたい(例:ふくしま森づくり税)</p>	<p>御意見を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。</p>
6	福島市 所在の 団体	<p>■分類：（２）森林整備関係</p> <p>【P15 第4 1(1)森林環境の適正な保全】</p> <p>概ね団体の意向が採り入れられている。</p> <p>施策の重点化のポイントは、基本目標である「森林環境の保全」を軸に、本県の再生林率が低い現状に鑑み「皆伐再生林の推進」を取組の柱に据え、森林資源の循環利用を促進するための具体的施策（事業）を検討願いたい。</p> <p>森林環境の保全、資源の循環利用の推進には「産業としての林業」の役割が極めて重要であることを広く県民に理解していただくための理屈と、併せて県民への周知広報の取組も充実する必要がある。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
7		<p>■分類：（７）税の名称関係</p> <p>【P18 第4 4 その他】</p> <p>県の森林環境税については、基金事業として実施する本県独自の財政需要を明確にし、施策目的を明確化した上で事業の重点化を図り、施策目的にふさわしい名称へ変更も必要と考える（名称案：ふくしま希望の森林づくり県民税）</p>	<p>御意見を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。</p>

「令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について—中間とりまとめ(案)—」うつくしま県民意見公募

応募意見一覧及び県の対応

番号	応募者	御意見の内容	県の対応
8	福島市 所在の 団体	<p>■分類：（１）全般</p> <p>民有林とりわけ私有林（福島県の森林の約半分を占める）の持続可能な森林経営を可能とする方策は、皆伐再造林を実行できる林業経営を確立することにあります。現実には経営どころか森林所有の限界さえ感じる状況にあります。是非そのことを多くの県民の方々に御理解いただき、県森林環境税を活用し必要な施策が確実に実施されるようお願いいたします。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
9	福島市 所在の 団体	<p>■分類：（１）全般</p> <p>地域における森林・林業に関する様々なグループ活動の継続実施さらには拡大について支援し、ふくしまの森づくり活動を充実させていってください。特に、林業生産活動の取組がふくしまの森づくりにとってはなくてはならないものと思いますので、重点的に支援されるようお願いいたします。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
10	福島市 所在の 団体	<p>■分類：（３）木材利用関係</p> <p>【P12 第3 1(2)森林資源の活用による持続可能な社会づくり】 公共施設や住宅→公共施設や住宅はもとより、民間建築物を含む非住宅分野で森林学習教育施設の木造・木質化・・・</p> <p>〔その理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「伐って、使って、植えて、育てる」森林の循環利用を推進するには、「使う」が重要であるが、住宅は人口減少等で今後大幅な需要拡大は難しく、非住宅分野での需要拡大も含めた対策が必要。 ・令和3年施行の「都市(まち)の木造化推進法」では、対象を公共建築物から建築物一般に拡大。 	<p>御意見を踏まえ、中間とりまとめ(案)を修正しました。</p>
11		<p>■分類：（３）木材利用関係</p> <p>【P11 第3 1(1)森林環境の適正な保全】</p> <p>木材価格の低迷等により、県内には荒廃が懸念される森林が・・・→枕詞として木材価格の低迷という表現を使っていますが、木材価格は一時的な変動はあるにせよ、今後大幅に高騰することは難しく、現在の価格を踏まえてどのように森林活用の循環を推進するかを考えるべきで、そろそろこの表現は見直すべき(削除)と思います。</p>	<p>森林整備が遅れ、荒廃している理由の一つとして木材価格の低迷が大きく影響していることから、現案のままとさせていただきます。なお、「現在の価格を踏まえてどのように森林活用の循環を推進するかを考えるべき」との御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
12	福島市 所在の 団体	<p>■分類：（２）森林整備関係</p> <p>【P12 第3 1(1)森林環境の適正な保全】</p> <p>「水源かん養などの森林の有する公益的機能の低下による災害等の発生が懸念されることから」の記載について、災害等の発生を懸念することの記載ならば、森林の有する公益的機能として代表例記するのは、水源かん養ではなく<u>土砂災害防止</u>の方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、中間とりまとめ(案)を修正しました。</p>

「令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について—中間とりまとめ(案)—」うつくしま県民意見公募

応募意見一覧及び県の対応

番号	応募者	御意見の内容	県の対応
13	只見町 在住	<p>■分類：（２）森林整備関係 【P2 第1 2 (1)森林整備の停滞】 「いまだ荒廃の恐れがある森林」は「現在、手入れの行き届かない（あるいは、不十分な）森林」のような表現ではいかがか。 森林の「荒廃」という表現は、江戸時代以降や戦中・戦後の森林伐採による荒れた森林林地や山地災害被災箇所における状態を表現するものとして認識がある。 林業白書等においても、治山事業に関連する表現として用いられ、また、戦後の森林法改正や流域保全等の取組により荒廃森林はほぼ解消され、その抑制にもつながっている、といった表現として記載がある。 全体的に、「荒廃森林」という表現の多用は、県民へ危機感を抱かせようとする煽りの印象がある。</p>	<p>御意見のとおり林業白書では、大規模建築物の造営等により伐採が進んだ江戸時代や、戦中戦後の乱伐により造林未済地が増加した状況、もしくは山地災害が発生し治山事業が必要であるような森林等を「荒廃」と表現しています。本県においても、適切に森林整備を進めていかなければ、前述のような森林の状況になることが危惧されることから、原案の「荒廃の恐れがある森林」という表現のままとさせていただきます。</p>
14		<p>■分類：（２）森林整備関係 【P3 第1 2 巻末図中】 『森林整備の停滞』の説明文中に「緩衝地帯」とあるが、バッファゾーンとしての「緩衝帯」としてはいかがか。（他記載箇所は「緩衝帯」とあり表記の統一になります）</p>	<p>御意見を踏まえ、中間とりまとめ（案）を修正しました。</p>
15		<p>■分類：（４）県民参画関係 【P8 第2 1 (5)ふくしまの森林文化の継承①】 映像の作製とあるが、映像「制作」という表現ではいかがか。</p>	<p>御意見を踏まえ、中間とりまとめ（案）を修正しました。</p>
16		<p>■分類：（３）木材利用関係 【P15 第4 1 (2)森林資源の活用による持続可能な社会づくり】 「森林資源の活用による持続可能な社会づくり」で取り組む内容は「木材利用」を主な取組とすると読める。タイトルの広義な印象から、木材利用は狭義な取組の印象がある。（第2 1 (2)および2 (2)とも関連） 令和6年度から林野庁が取組をスタートさせた「里山広葉樹利活用推進会議」を鑑み、また広葉樹産地を有する本県において、広葉樹の持続的な利活用やその更新を図る取組についても検討されたいと考える。</p>	<p>「森林資源の活用」として木材を指すことも多く、再生可能な資源である木材を利用することは持続可能な社会づくりに貢献することから、原案のままさせていただきます。 なお、広葉樹の持続可能な利活用等に関する御意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
17		<p>■分類：（６）森林環境譲与税関係 【P17 第4 3 (1)「森林整備」】 森林環境譲与税を活用した取組として説明している本文の内容は「森林経営管理制度」による取組であり、この制度に拠らない森林整備もあると考える。一方、県の森林環境税により取り組む森林整備は奥地奥山の林地に限らず、住民の暮らしに身近な危険木伐採や里山整備の用途もあることから、一部の取組のみを取りあげた表現ではないかと考える。</p>	<p>この項目では、現行制度において、本県の森林環境税は県民の皆様が享受する森林の公益的機能を重視し保全することを目的としており、森林環境譲与税は主目的を森林経営管理制度を進めることとしていることから、それぞれの目的を踏まえ整理しております。 なお、里山林整備事業による緩衝帯整備や危険木伐採は、地域の皆様へ森林環境保全の意識を広めることを目的として取り組んでおります。</p>

「令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について—中間とりまとめ(案)—」うつくしま県民意見公募

応募意見一覧及び県の対応

番号	応募者	御意見の内容	県の対応
18	只見町 在住	<p>■分類：（6）森林環境譲与税関係 【P18 第4 3(2)「木材の利用の促進」、「森林の有する公益的機能に関する普及啓発」】 どのような連携・調整により、どのような効果を想定しているか見えづらいと考える。</p>	<p>福島県森林環境税、森林環境譲与税のいずれにおいても森林整備が主要な施策であり、「木材の利用の促進」や「森林の有する公益的機能に関する普及啓発」は、それぞれの税制度による森林整備に寄与する取組について、県と市町村が連携・調整を図り進めることを記していることから、原案のままとさせていただきます。</p>